

令和9年度日本学生支援機構第一種奨学金 返還支援対象者 募集要項

香川県では、意欲や能力が高いにもかかわらず、経済的な理由で大学等へ進学することが困難な方で、卒業後は県内に就職・定着し、かつ地域の中核的企業等を担う人材と成り得る方を支援するため、(独)日本学生支援機構の第一種奨学金(以下、「第一種奨学金」という。)の貸与を受ける方について、卒業後の県内での定住、就業等の条件を満たした場合、第一種奨学金返還時にその返還額の一部支援を行います。

1 募集期間 令和8年7月6日(月)～9月25日(金)

2 募集人員 100人 申込資格を満たし、令和9年度に大学等に在学、または進学・進級を予定する人で、第一種奨学金を申込予定の人。

ただし、大学院への進学を予定する人を10名まで優先します。

10人 申込資格を満たし、大学等に在学する人で、既に第一種奨学金の貸与を受けている人。

※申込者数が募集人員を大幅に下回る場合等は、追加募集を実施する可能性があります。

3 申込資格 次に該当し、以下に示すア～エの要件を満たす人。

(1) 令和9年度に大学、短期大学、大学院、専修学校(専門課程)、高等専門学校(第4、5学年及び専攻科)(以下「大学等」という。)の理工系学部(理学部、工学部、農学部、薬学部等の学部、学科)へ進学・進級して第一種奨学金の貸与を受ける予定の人

(2) 大学等の理工系学部に進学する人で、令和9年4月以降に第一種奨学金を申込み、1年以上貸与を受ける予定の人

(3) 大学等の理工系学部に進学し、既に第一種奨学金の貸与を受けている人で、令和9年4月以降の残貸与期間が1年以上ある人

※卒業後、観光関連分野への就業を予定し、その業務に直接関連する大学等の学部、学科(理工系学部以外の学部・学科含む)に進学・進級予定の人又は在学する人は、(1)～(3)いずれの場合も、申し込み可能です。

ア 大学等を卒業後、県内での居住、特定分野の業種(P5参照)への就業(公務員を除く)を予定している人。

イ 保護者(父母)又はこれに代わる人が、香川県内に居住する人であること。
(県内大学等に進学・進級を予定する人又は県内大学等に在学する人は除く。)

ウ 第一種奨学金の学力基準、家計基準を満たす人。(詳細は、(独)日本学生支援機構のホームページをご覧ください。)

エ 次の奨学金等を令和9年4月分以降、受給していない人。

□香川県の医学生修学資金、看護学生修学資金、獣医学生修学資金

□母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金

※香川県大学生等奨学金、(独)日本学生支援機構の給付型奨学金及び第二種奨学金(有利子)との併給は可能です。

4 申込手続き

(1) 提出書類

ア、イそれぞれにつき、申込書等を提出してください。

ア 新規奨学金予定者の場合

〔大学等への進学ないし進級を予定する者又は大学等の在学者で、第一種奨学金の貸与基準を満たし、返還支援申込日の属する年度の翌年度に第一種奨学金の貸与を受ける予定の者〕

① 第一種奨学金返還支援対象者認定申込書（様式第1号） ※電子申請の場合、フォームに入力

② 世帯に属する方全員の住民票の写し（コピー可）

※続柄記載があり、発行日から概ね3カ月以内のもの。（本籍、個人番号は記載不要。）

③ 個人情報取扱いに関する同意書（様式第2号）

※申込書に記載された個人情報が、他の奨学金等の受給・申込状況や学力基準の確認、県内企業の就職情報の提供等に使用されることに同意していただくものです。

イ 既存奨学生の場合

〔第一種奨学金を既に貸与され、返還支援対象者の認定を行う年度の翌年度以降引き続き1年以上の第一種奨学金の貸与期間のある者〕

① 第一種奨学金返還支援対象者認定申込書（様式第3号） ※電子申請の場合、フォームに入力

② （独）日本学生支援機構が発行した第一種奨学金の奨学生証の写し

③ 在学中の大学等の学部・学科がわかる書類（学生証、在学証明証等の写し）

④ 世帯に属する方全員の住民票の写し（コピー可）

※続柄記載があり、発行日から概ね3カ月以内のもの。（本籍、個人番号は記載不要。）

⑤ 個人情報取扱いに関する同意書（様式第2号）

※申込書に記載された個人情報が、他の奨学金等の受給・申込状況や学力基準の確認、県内企業の就職情報の提供等に使用されることに同意していただくものです。

(2) 申込方法

以下に記載する申込フォームへ必要事項を入力し、香川県電子申請システムより電子申請を行ってください。

ア 新規奨学金予定者の場合

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13397



イ 既存奨学生の場合

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13394



電子申請による申請が難しい場合は、下記の提出先に提出してください。

申込区分	申込書類の提出先
県内の高等学校等に在学する人	在学中の高等学校等
上記以外の人	香川県政策部地域活力推進課 総務・地方創生グループ 奨学金担当 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-10

5 支援対象者の認定

（１）新規奨学金予定者の場合

進学先学部、就業予定分野を確認の上、申込を受け付けて申請者に通知します。

進学先が確定し、第一種奨学金の貸与決定となった場合は、下記について追加でご提出ください。
内容について審査を行い、第一種奨学金返還支援対象者として認定します。

【追加で提出が必要な書類】

- ① （独）日本学生支援機構が発行した第一種奨学金の奨学生証の写し
- ② 進学先が確認できる書類（在学証明書、学生証のコピー 等）

（２）既存奨学生の場合

申請内容について審査を行い、第一種奨学金返還支援対象者として認定します。

6 第一種奨学金返還支援

第一種奨学金返還支援対象者に認定された人（以下「認定者」という。）が、大学等を卒業後、以下に示す要件を満たした場合、認定者が県に交付申請を行うことで、第一種奨学金の貸与月数（認定以降の月数）に応じて返還額の一部（貸与月数×15,000 円を上限）を支援します。

〔（例）返還支援額〕

貸与形態	返還支援額
大学（貸与期間 48 カ月）	72 万円（15,000 円/月×48 カ月）
大学院（貸与期間 24 カ月）	36 万円（15,000 円/月×24 カ月）

支援方法は、県が（独）日本学生支援機構に対して支援金の支払いを行い、交付額は、認定者の繰上げ返還額として扱われます。また、支援金額に応じて、支援金が交付される年の所得税（一時所得）の申告義務が生じる場合がありますので、適切な対応をお願いします。

◎大学等を卒業後３年以内に、県内で居住及び県内の特定分野の業種へ就業（※）すること（アルバイト等は不可。公務員を除く。）が必要です。居住・就業を開始した段階で、認定者現況確認届を提出していただきます。

□県内に本社を有する会社に雇用されていること

□県内の個人事業者に雇用されていること

□県外に本社を有する会社の県内支店（本社は不可）で採用されていること

□県内で個人事業（農業、営業など）を営み、確定申告をしている、または申告書において事業専従者として記載されていること

◎県内出身者は引き続き３年間、県外出身者は５年間、県内での居住、特定分野の業種での就業を継続する必要があります。

◎支援要件を満たした人は、第一種奨学金返還支援金交付申請書を提出していただく必要があります。

◎認定者となった人でも、大学等の学業成績等により第一種奨学金の交付の取りやめとなっている場合は、返還支援の対象となりません。

※ 特定分野の業種への就業とは、県が策定した「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画のうち、下記 7 分野への就業のことをいいます。

なお、就業先が特定分野の業種に該当するかどうかの判定は、卒業後、県内に居住、就業を開始した時点で、認定者現況確認届を提出いただき、個別に判断しますので、特定分野の業種と見なさない場合は、第一種奨学金の返還支援が受けられないことがあります。

<特定分野>

① 地域資源や伝統技術を活用した特長ある食品・バイオ関連分野

- ・オリーブ生産、オリーブを活用した商品づくりに関わる農畜水産業
- ・冷凍調理食品、発酵食品、希少糖に関わる食料品製造業 など

②健康関連分野

- ・医薬品に関わる化学工業、食品製造業
- ・K-MIX RなどのICTを活用した医療に関わる情報サービス業
- ・医療用機器、福祉用具に関わる業務用機械器具製造業 など

③先端技術や基盤技術を活用したものづくり分野

- ・炭素系材料、材料技術に関わる化学工業、窯業・土石製品製造業
- ・微細構造デバイス技術・ナノテクノロジーに関わる電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ・建設機械、ロボット部品、半導体製造部品等に関わる生産用機械器具製造業 など

④エネルギー・環境関連分野

- ・リサイクルに関わるプラスチック製品製造業、非鉄金属製造業
- ・省エネルギー関連技術・製品に関わる金属製品製造業、汎用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業 など

⑤高品質な農産物づくり分野

- ・高品質な農産物づくりに関わる農業（担い手農家など）
- ・農商工連携、6次産業化に関する食料品製造業、飲食料品小売業 など

⑥観光関連分野

- ・観光情報提供に関わる情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業
- ・観光地づくりに関わる宿泊業、旅行業、各種運輸業 など

⑦情報通信関連分野

- ・情報処理サービス業及びソフトウェア業
- ・クリエイティブ産業（映像・音声・文字情報制作業・デザイン業）
- ・インターネット付随サービス業 など

Q & A

Q 県内に在学する高校生です。大学卒業後、出来れば県内での居住・就業をしたいと考えていますが、卒業後のことなので現時点では、はっきりしません。第一種奨学金返還支援対象者として認定を受けることができますか？

A 申込時点では、県内での居住・特定分野の業種への就業の意志があることを確認でき、資格要件を満たせば、第一種奨学金返還支援対象者の認定を受けることが可能です。仮に卒業後、第一種奨学金の返還支援の要件を満たさない場合には、第一種奨学金の返還支援の対象とはならず、第一種奨学金を通常通り返還いただくことになります。

Q 第一種奨学金返還支援対象者の認定を受けられる人の進学・進級先を、主に大学等の理工系学部・学科としているのは、なぜですか？

A 県の「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画において、地域の強みを生かした成長産業の育成や、総合的な産業人材の育成・確保を図っており、それらの分野の業種において不足している人材が、県内の求人倍率等の状況から理工系学部・学科の人材が多いと判断しているためです。

Q 農学部へ進学し、個人でオリーブを栽培する県内農家となる場合、第一種奨学金の返還支援を受けることができますか？

A 就業を確認できる書類（確定申告書等）を提出していただければ、第一種奨学金の返還支援を受けることができます。

Q 看護・福祉系学部・学科への進学を考えています。第一種奨学金の返還支援を受けることができますか？

A 進学先が理工系の学部・学科とならないため、第一種奨学金の返還支援を受けることはできません。

Q 医療技術系の学部・学科や薬学部への進学を考えています。卒業後、病院や薬局で働く場合、第一種奨学金の返還支援を受けることはできますか？

A 特定分野のうち健康関連分野については、医薬品の製造、医療用機器、福祉用具の製造販売に関する企業、K-MIX R（かがわ遠隔医療ネットワーク）などの医療・福祉関係の ICT に関する企業など、健康関連のものづくり企業等を想定しており、これらに関する企業などへの就業でなければ、第一種奨学金の返還支援を受けることはできません。

Q 大学等を卒業後、観光関連分野へ就業予定の場合、その業務と直接関連する大学等の学部・学科へ進学すれば、大学等の理工系学部・学科への進学・進級以外でも第一種奨学金の返還支援を受けることができるとされていますが、こういった場合が該当しますか？

A 観光関連分野の業種としては、宿泊業、旅行業、運輸業、観光関連の情報サービス業などを想定しており、例えば、旅行業への就業のための観光ビジネス学科への進学などが想定されます。

＜お問合せ先＞ 香川県政策部地域活力推進課 総務・地方創生グループ 奨学金担当
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-10
TEL：087-832-3105 FAX：087-831-1165